

令和4年6月1日

## 若手研究者海外挑戦プログラム報告書

独立行政法人日本学術振興会 理事長 殿

202080032

受付番号

氏名

木村 風雅

若手研究者海外挑戦プログラムによる派遣を終了しましたので、下記のとおり報告いたします。  
なお、下記記載の内容については相違ありません。

### 記

1. 派遣先: 都市名 イスタンブール (国名 トルコ共和国)
2. 研究課題名 (和文) : イスラム法学者の教義形成基盤の思想史研究: 教友批評と伝承採用基準形成の分析
3. 派遣期間: 令和4年3月1日 ~ 令和4年5月31日 (92日間)
4. 派遣先機関名・部局名: マルマラ大学大学院テュルク学研究科

#### 5. 派遣先機関で従事した研究内容と研究状況 (1/2 ページ程度を目安に記入すること)

今回、派遣先機関 (トルコ国立マルマラ大学) において従事した研究内容は、イスラーム法学と、法学に法源 (主に預言者伝承) を提供する伝承学との関係を、預言者伝承の直接の伝え手でありかつ初期の法学説の保持者でもある「教友 (生前の預言者に謁見した初期ムスリム)」の視点から再考することを目的としていた。具体的には、スンナ派伝承学において、教友に関しては (彼ら以降の伝承者に対して後代の学者からなされる) 伝承の真偽や強度をはかる為の伝承者批評 (jarh wa taadil) が免除され、彼らの伝承の伝え手としての「公正さ (adl)」が特権的に承認されているのに対して、法学の分野では法学者としての教友の権威は後代の法学者に対して制限されている (あるいは劣位とされている) ことに関する思想史的研究をおこなった。

特に後述の法学分野における教友 (の法学説) の権威をめぐっては、現代のイスラーム思潮において、(1) その権威を強調することによりムスリム個々人の初期法学説への回帰を促し、それら初期の法学説を素材 (あるいは土台) として法解釈を積み重ねてきた知的伝統を相対化するサラフ (初期ムスリム3世代) 主義と、(2) あくまでも後代の法学者の知的優位性を強調し、一般信徒が教友の法学説や教友の伝える伝承などにアクセスすることを制限する伝統主義の立場に二分している。

近世における「伝統」改革主義的イスラーム思潮においてはアラビア半島を中心にムスリム世界の各地において (1) のサラフ主義の運動が盛んとなった一方で、世俗国家として近代を迎えたトルコ共和国では今でもオスマン朝期以来の知的伝統 (上記 (2) の思潮) が強く、同地における本研究論題の遂行は「サラフ主義」の理論的可能性を探るものであるかのように (トルコの) 「伝統主義」ムスリムの研究者からは批判的な検証をされやすい題材である。

とはいえ、本研究が扱うセルジューク朝期からマムルーク朝期の写本資料・刊本資料に関しても派遣国であるトルコは公立写本館の充実や、派遣先大学の神学部図書館の利用、また派遣先の教員・研究者 (特に伝承学・法学分野、また教友に関する研究を専門とする研究者) との交流を盛んに行うことができ、上記の2つの思潮をバランスよく検証するための研究環境としては十二分であったといえる。

## 6. 研究成果発表等の見通し及び今後の研究計画の方向性 (1/2 ページ程度を目安に記入すること)

今後の研究計画の方向性としては、今回の研究においてはセルジューク朝期からマムルーク朝期のシャーフィイー派法学(スンナ派4大法学派の1つ)を中心にイスラーム伝承学と法学における教友の権威と役割に関する研究をおこなったため、今後は他学派との比較研究の視点から研究を発展させたい。研究計画の当初において上記のシャーフィイー派法学を選択した理由には、同派が法学分野における教友の権威を制限する動きを他学派よりも顕著に示していたことが理由であった。ただし、このシャーフィイー派法学における教友の権威の制限(=後代の法学者の知的権威の優位づけ)は、のちに(特に16世紀のマムルーク朝期より後の)他学派にも影響を与えたと(現代のイスラーム法学者の記述からは)予想される。特に法学者の知的伝統の封建的権威を重んじるオスマン朝期において栄えたハナフィー派法学との比較が今後の研究課題の候補の1つとして挙げられる。特に先行研究によると、オスマン朝期には単に後代の法学者の権威が強調され、大衆による初期の法源(教友の法学説や預言者伝承)への直接のアクセスと実践が制限されただけでなく、高位の学者にのみそのような営みが許されていたことが示唆されている。今後の研究では特に近世以降、教友の法学説などの初期の法源が後代の法学説の伝統に対してどのような役割を担わされたかに関する研究がまたれる。

研究発表に関しては、上記の研究内容に関して、教友の法学説や伝承の法源性に関するイスラーム法理学の一般理論を古典期の議論から踏まえる思想史的概論と、その各論としての(1)教友への私淑(taqlid)の肯定・否定に関する議論、また(2)教友の法学説を用いて啓典や預言者伝承の意味を特定(takhsis)することが後代の学者に許されるかに関する議論の3点を中心に、各論題を学会発表か雑誌論文の形で公表し、全体を統合する理論と思想史を示すために博士論文の形で成果を結実させることを今後の見通しとしている。特に(1)に関しては上述した通り、現代のイスラーム思潮において伝統的な学者と一般信徒の封建的役割を再考する論題であると同時に、一般信徒自身が何らかの環境・条件下(例えば容易にイスラームに関する法見解を求める学者が見出せる地域や時代でない場合など)において初期の法源(教友の法学説や伝承)に自分自身で直接アクセスして宗教実践を行うことは「伝統的なイスラーム法理学」の枠組内で認められるのかどうかに関した問いを含んでいる。また、今回の派遣機関滞在中にすでに、本研究内容に関連した国際研究発表会を2回、派遣先大学機関におけるゲスト講師としての特別授業を2回行っており、いずれも本研究の成果発表を含んだ形でのアウトリーチとなっている。

## 7. 本プログラムに採用されたことで得られたこと (1/2 ページ程度を目安に記入すること)

本プログラムに採用され、コロナ禍にもかかわらず無事派遣/渡航できたことで得られたことは数え切れないが、その中でも特に、以下の点が特筆に値する。

まずは何よりも、派遣先研究機関を中心としたトルコ現地での研究者ネットワークの構築である。本研究では、受入先研究者の同地における勤務先大学移転によって、受入先機関も(特に宗教学研究の伝統校の1つである国立マルマラ大学に)変更することとなったが、元の受入予定先の研究機関(イブン・ハルドゥーン大学)においても滞在研究することが許され、両大学の施設を滞在中は利用することができた。派遣先の部局はいずれの大学においてもアジアからの留学生の受入実績が豊富であり、各学生・研究者の関心にあわせて、大学内の他関連部局・専門教員を紹介してもらえただけでなく、大学外の研究機関や研究者との交流の仲介にも積極的であり、研究交流活動において大いに実りがあった。特に滞在中に国際研究会を主催することができたことや、受入研究者の授業内において研究内容の発表であったり、アジアにおける宗教研究の現在を議論できたことは今後の研究の発展においても実りのある時間であった。

次に本プログラムで得られた学びとして、そもそも研究活動を始める前に、3ヶ月以上の中長期滞在の準備をすることの困難を実感した点にある。というのも、各国によって滞在規定や事情が異なると思われるものの、トルコにおいては仮にビザを渡航前に発行していたとしても、直近6ヶ月以内に90日以上滞在をする場合には居住・滞在証明(通称ikamet)を取得する必要がある。この取得に際して、訪問研究者の立場において、学生居住として申請すべきか、または観光者滞在として申請すべきかの逡巡にはじまり、現地での保険の加入義務、また居住証明として家主と役場に向かう必要など、現地語に通じた現地での協力者がいなければ申請が難しい手続きが待ち受けている。今回は受入研究者をはじめとして現地の研究者や知人・友人に大いにお世話となり、この研究滞在を果たせたことに関して、深い感謝を実感しているとともに、異国での人間関係の重要性を実感を伴い学んだ。